

空き家等を所有されている方へお願い

全国的に空き家等の問題が多発したことにより「**空き家等対策特別措置法**」が施行されました。
空き家等の所有者の方には「**適正管理**」をお願いします。



放置し続けるとこんなことになる場合も・・・

例

○**固定資産税額が高く**
なる場合があります

「特定空き家等」になり「勧告」を受けると、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外され、固定資産税額が高くなる可能性があります。

例

○**損害賠償を請求される**
場合があります

外壁材等の落下により道路歩行者の死傷事故が起こった際に、損害賠償を請求される可能性があります。



結果

放置することで、管理費用が増加してしまうこともあります。

早めに相談しましょう！！

※相談先は裏面へ

適正管理相談

木造住宅解体工事の補助制度

空き家活用

裏面へ

空き家の適正管理・活用について 担当課紹介

○「空き家ネットワークみえ」のご紹介

紀北町では、空き家対策に係る各分野の専門家が集まった「空き家ネットワークみえ」をご紹介しております。
空き家無料相談会の開催をはじめとする各種事業を行っております。

空き家相談会

空き家に関するお悩みを専門家から無料でアドバイスを受けることができます。

【相談例】

- 空き家を処分したい（売りたい）。
- 空き家を売却したらどんな税金がかかるか。
- 空き家を相続することになったがどうすればよいか。
- 将来、自分の家が空き家になってしまう。

【お問い合わせ窓口】 空き家ネットワークみえ

TEL : 059-227-5018 Eメール : info@mie-takken.or.jp

受付時間 : 9 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 17 : 00 (土・日・祝は除く)

○「木造住宅解体工事」の補助制度について

紀北町では、昭和56年5月以前に着工された木造住宅で、耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅を対象に解体工事の補助を受けられます。



※ 詳しくは、下記窓口へお問い合わせください。

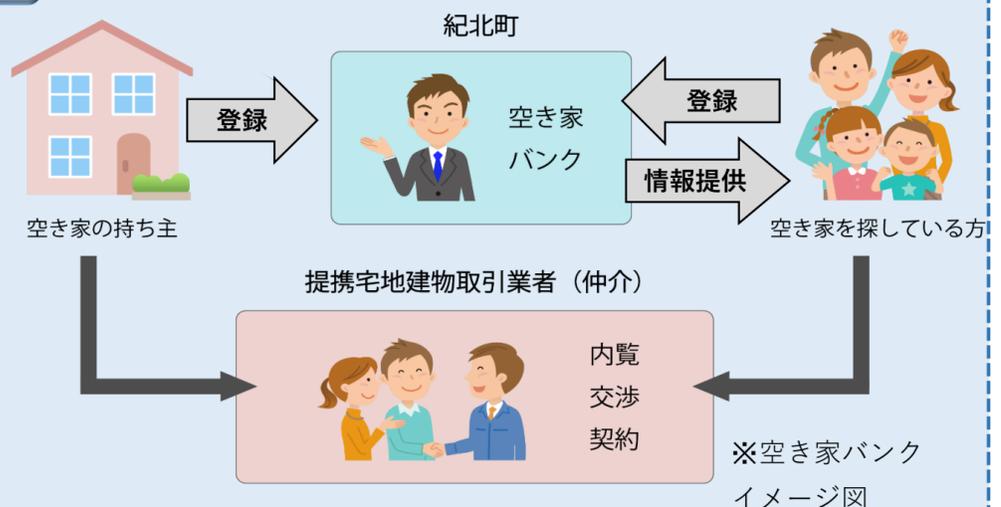
【お問い合わせ窓口】 紀北町役場 建設課

TEL : 0597-46-3120 Eメール : kensetsu@town.mie-kihoku.lg.jp

○「空き家バンク」の制度について

紀北町に住みたいと考えている方に「空き家」の売買・賃貸情報を提供する制度です。町内に「空き家」をお持ちの方で売買・賃貸を考えている方は空き家バンクのご利用をご検討ください。

※ 詳しくは、下記窓口へお問い合わせください。



【お問い合わせ窓口】 紀北町役場 企画課

TEL : 0597-46-3113

Eメール : kikaku@town.mie-kihoku.lg.jp